

老発0331第6号
平成27年3月31日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」に規定する介護保険法施行規則等の一部改正について(通知)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成26年法律第51号。以下「第4次分権一括法」という。)については、平成26年6月4日に公布され、6月10日付の厚生労働省老健局長通知(老発0610第12号)にてその内容につき通知したところです。

今般、第4次分権一括法の施行に伴い、厚生労働省関係省令について、所要の規定の整備等を行うことを内容とする、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」(厚生労働省令第55号)が交付され、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下、「施行規則」という。)及び健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法施行規則の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されます。

この改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、御了知の上、管内市区町村を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

第4次分権一括法による介護保険法(平成9年法律第123号。以下、「法」

という。)及び健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法の一部改正に伴い関係省令について所要の規定の整備を行ったものである。

第2 主な改正内容

1 業務管理体制の整備関係

- (1) 介護サービス事業者は業務管理体制の整備について、遅延なく届出なければならないが、その届出先について指定都市を追加したこと。(施行規則第140条の40第1項関係)
- (2) 届出を受けた都道府県知事が業務管理体制の整備に関して行った改善命令に事業者が違反したときは、関係都道府県知事等に対し、当該違反の内容を通知しなければならないこと。(施行規則第140条の42関係)

2 権限の委任関係

地方厚生局が行っている介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する監督業務、市町村長が行う介護サービス事業所等の指定事務等の報告又は助言若しくは勧告業務及び介護サービス事業者等に対する地方自治体との合同による実地指導業務が都道府県に権限移譲されることに伴い、これらの関連業務について厚生労働大臣の権限を地方厚生局長に委任する規定を削除すること。(施行規則第165条の3関係)

3 身分を示す証明書の様式関係

法第197条の一部改正に伴い、枝番条項の整理が行われることによる整備を行ったこと。(施行規則第165条の4第6項関係)

4 その他

第2の1(1)及び3については、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法施行規則についても、同内容の改正が行われた。

第3 経過措置等

業務管理体制の整備に関し、権限移譲により介護サービス事業者が区分の変更を理由として届け出なければならない届出書は、法等の改正後の規定の区分に応じて、届け出るべき厚生労働大臣等に届け出られたものとみなす。

第4 施行期日

平成27年4月1日

○厚生労働省令第五十五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（平成二十七年政令第二百二十八号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条の三」を「第五条の二の二」に改め、第一章の三中第五条の三の前に次の六条を加える。

(介護保険法施行規則の一部改正)

第二十六条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四百十条の四十第一項中「都道府県知事」の下に「指定都市の長」を加える。

第四百十条の四十二中「厚生労働大臣又は都道府県知事は、」を削り、「その旨を」の下に「厚生労働大臣又は法第百十五条の三十二第二項第二号に定める都道府県知事は、」を、「指定を行った市町村長に」の下に「同項第一号に定める都道府県知事は当該介護サービス事業者の指定を行った市町村長に」を加える。

第百六十五条の三を次のように改める。

第百六十五条の三 削除

第百六十五条の四第六号中「法第百九十七条第四項」を「法第百九十七条第五項」に改める。

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法施行規則の一部改正)

第二十七条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項

の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法施行規則の一部を次のように改正する。

第四百十条の四十第一項中「都道府県知事」の下に「指定都市の長」を加える。

第六百六十五条の三を次のように改める。

第六百六十五条の三 削除

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)

2 この省令の施行前に第五条の規定による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四十三条第一号の規定により地方厚生局長又は地方厚生支局長がした指定は、第五条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四十三条第一号の規定により都道府県知事がした指定とみなす。

(経過措置)

3 介護保険法施行規則第四百十条の四十第三項又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法施行規則第四百十条の四十第三項の規定により届け出なければならぬとされている変更後の届出書で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）又は健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第

一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の改正による区分の変更を理由として届け出なければならない変更後の届出書は、改正後のそれぞれの法律の相当の規定の区分に応じて、届け出るべき厚生労働大臣等に届け出られたものとみなす。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

新旧対象条文 目次

○ 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）（第一条関係）	3
○ 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）（第二条関係）	17
○ 消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第一号）（第三条関係）	19
○ 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）（第四条関係）	25
○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）（第五条関係）	28
○ 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）（第六条関係）	30
○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）（第七条関係）	31
○ 社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）（第八条関係）	32
○ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第三十七号）（第九条関係）	34
○ 調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）（第十条関係）	37
○ 知的障害者福祉法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十六号）（第十一条関係）	42
○ 戦傷病者特別援護法施行規則（昭和三十八年厚生省令第四十六号）（第十二条関係）	43
○ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十八号）（第十三条関係）	44
○ 母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）（第十四条関係）	55
○ 製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）（第十五条関係）	55
○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）（第十六条関係）	59
○ 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）（第十七条関係）	61
○ 臨床工学技士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第十九号）（第十八条関係）	63
○ 義肢装具士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第二十号）（第十八条関係）	64
○ 救急救命士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令（平成三年厚生省令第四十五号）（第十八条関係）	65

○ 精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）（第十八条関係）	66
○ 言語聴覚士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令（平成十年厚生省令第七十五号）（第十八条関係）	67
○ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第四十号）（第十九条関係）	68
○ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）（第二十条関係）	70
○ 理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）（第二十一条関係）	71
○ 理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）（第二十二条関係）	72
○ 美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）（第二十三条関係）	76
○ 美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第八号）（第二十四条関係）	77
○ 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成十年厚生省令第十二号）（第二十五条関係）	81
○ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）（第二十六条関係）	88
○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法施行規則（第二十七条関係）	90
○ 社会福祉主事養成機関等指定規則（平成十二年厚生省令第五十三号）（第二十八条関係）	91
○ 特別児童扶養手当証書の様式を定める省令（平成十五年厚生労働省令第五十三号）（第二十九条関係）	106
○ 独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第五十六号）（第三十条関係）	107
○ 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）（第三十一条関係）	108
○ 独立行政法人地域医療機能推進機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四百四十五号）（第三十二条関係）	109
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）（第三十三条関係）	110
○ 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成二十二年厚生労働省令第三十八号）（第三十五条関係）	113
○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第三百三十二号）（第三十六条関係）	114
○ 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）（第三十七条関係）	115

改正	現行
<p>（業務管理体制の整備に関する事項の届出）</p> <p>第四百十条の四十 介護サービス事業者（法第百十五条の三十二第一項に規定する介護サービス事業者をいう。以下同じ。）は、同項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長又は市町村長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（法第百十五条の三十四第三項の規定による命令に違反した場合における厚生労働大臣又は都道府県知事による通知）</p> <p>第四百十条の四十二 介護サービス事業者が法第百十五条の三十四第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を、厚生労働大臣又は法第百十五条の三十二第二項第二号に定める都道府県知事は当該介護サービス事業者の指定若しくは許可を行った都道府県知事又は指定を行った市町村長に、同項第一号に定める都道府県知事は当該介護サービス事業者の指定を行った市町村長に通知しなければならない。</p>	<p>（業務管理体制の整備に関する事項の届出）</p> <p>第四百十条の四十 介護サービス事業者（法第百十五条の三十二第一項に規定する介護サービス事業者をいう。以下同じ。）は、同項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（法第百十五条の三十四第三項の規定による命令に違反した場合における厚生労働大臣又は都道府県知事による通知）</p> <p>第四百十条の四十二 厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護サービス事業者が法第百十五条の三十四第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該介護サービス事業者の指定若しくは許可を行った都道府県知事又は指定を行った市町村長に通知しなければならない。</p>

第百六十五条の三 削除

(身分を示す証明書の様式)

第百六十五条の四 職員が携帯すべき身分を示す証明書の様式は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〜五 (略)

六 法第百九十七条第五項において準用する法第二十四条第三項の規定により携帯すべき証明書 様式第七号

七 (略)

(権限の委任)

第百六十五条の三 法第二百三条の五第一項の規定により、法第二十四条第一項及び第二項、第二百二条第二項、第四百四条第三項、第一百五條の三十三第一項及び第四項、第一百五條の三十四、第百九十七條第一項及び第二項並びに第二百三条の三第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

(身分を示す証明書の様式)

第百六十五条の四 職員が携帯すべき身分を示す証明書の様式は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〜五 (略)

六 法第百九十七条第四項において準用する法第二十四条第三項の規定により携帯すべき証明書 様式第七号

七 (略)

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法施行規則（抄）（第二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正	現行
<p>（業務管理体制の整備に関する事項の届出）</p> <p>第四百十条の四十 介護サービス事業者（法第百十五条の三十二第一項に規定する介護サービス事業者をいう。以下同じ。）は、同項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長又は市町村長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第百六十五条の三 削除</p>	<p>（業務管理体制の整備に関する事項の届出）</p> <p>第四百十条の四十 介護サービス事業者（法第百十五条の三十二第一項に規定する介護サービス事業者をいう。以下同じ。）は、同項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第百六十五条の三 法第百三十五条の五第一項の規定により、法第二十四条第一項及び第二項、第百二条第二項、第百四条第三項、第百十五条の三十三第一項及び第四項、第百十五条の三十四、第百九十七条第一項及び第二項並びに第百三十五条の三第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。</p>